

参照条文

○旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（抄）

（旅行業務取扱管理者試験）

第十一条の三 旅行業務取扱管理者試験は、旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力について国土交通大臣が行う。

2 旅行業務取扱管理者試験は、総合旅行業務取扱管理者試験及び国内旅行業務取扱管理者試験の二種類とする。

3 国土交通大臣は、第二十二条の二第二項に規定する旅行業協会が第一項の知識及び能力に関して実施する研修の課程を修了した者又は国土交通省令で定める資格を有する者について、旅行業務取扱管理者試験の一部を免除することができる。

4 旅行業務取扱管理者試験に關し不正の行為があつたときは、国土交通大臣は、当該不正行為に關係のある者について、その受験を停止し、又はその合格を無効とすることができる。この場合においては、その者について、期間を定めて試験を受けさせないことができる。

5 前各項に定めるもののほか、旅行業務取扱管理者試験の試験科目、受験手続その他試験の実施に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

○旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）（抄）

第十二条 総合旅行業務取扱管理者試験の試験科目は、次のとおりとする。

一 法及びこれに基づく命令についての知識

二 旅行業約款、運送約款及び宿泊約款に關する知識

三 国内旅行実務

イ 本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に關連する料金に關する知識

ロ その他本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に關する実務処理の能力

四 海外旅行実務

イ 本邦外の運送機関の利用料金その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に關連する料金に關する知識

ロ 旅券の申請手続、通関手続、検疫手続、為替管理その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な法令に關する知識

- ハ 本邦及び主要国における出入国に必要な手続に関する実務処理の能力
 - ニ 主要国の観光に関する知識
 - ホ 本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な語学に関する能力
 - ヘ その他本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理の能力
- 2 国内旅行業務取扱管理者試験の試験科目は、前項第一号から第三号までに掲げる科目とする。

(受験手続)

- 第十三条 試験を受けようとする者は、旅行業務取扱管理者試験受験願書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 2 法第十一条の第三項の規定により試験の一部の免除を受けようとする者は、前項の受験願書に、当該試験の一部の免除を受けることができる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。